

# 令和7年4月から景観法に基づく届出について 『電子申請』による受付を開始します

電子申請により、通知書・函面等もデータでシステムからダウンロードできるので、申請書類の紙準備や来庁する必要がありません。

Q 電子申請とは？ どんなイメージ？

A 裏面にイメージがあります

Q 電子申請はどこからするの？

A 市HPからアクセスしてください

① 事業者登録(アドレ登録) ② 申請入力 になります

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924\\_01577.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_01577.html)



## ➤ 電子申請開始に伴う主な変更ポイント

### 1. 届出押印廃止

行為者（事業者）の押印を廃止します

### 2. 届出様式・提出部数の変更

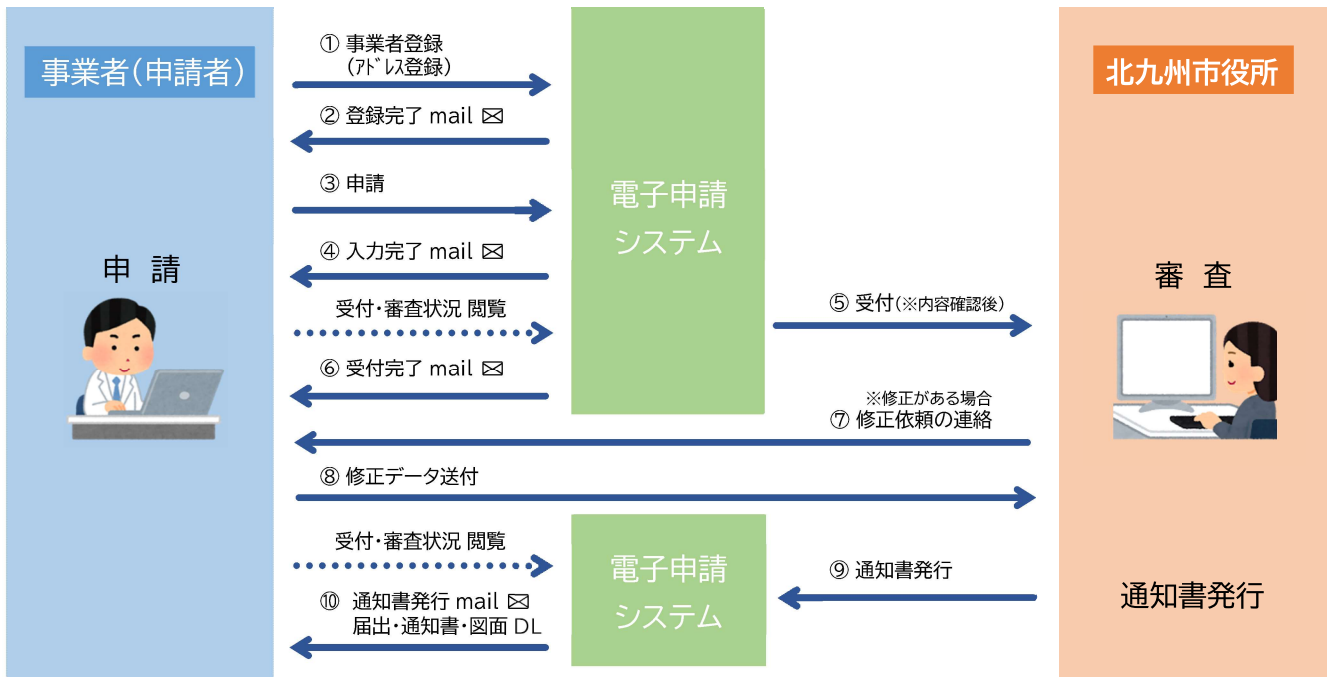
- 電子申請 : 通知書発行に併せて、新様式で申請内容がダウンロードできます
- 窓口申請 : 新様式は、市HPからダウンロードできます  
令和7年5月末までは、旧様式申請（届出押印不要）も可能です  
申請は1部（正本）とします

### 3. 受付・審査状況がシステムから確認できます

### 4. 通知書・函面などは、システムからダウンロード

注意事項が裏面にあります。必ずご確認ください。

## 景観法による届出 電子申請イメージ



### 注意事項

- ◇ 電子申請は24時間利用可能(システムメンテナンス時は利用不可)です
- ◇ 土日祝日・開庁時間外<sup>(※1)</sup>等による電子申請については、届出日が翌開庁日となります
- ◇ 内容等不備があれば、受付できません
- ◇ 当該行為に着手する30日前までに届出が必要です(「届出日」で判断) 余裕を持った申請をお願いします
- ◇ 電子申請開始に伴い、郵送受付は実施しません
- ◇ 窓口による申請は、お問合せください

※1:開庁時間・・・月曜日から金曜日(祝日・休日・年末年始等を除く)の  
8時30分から17時15分

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

北九州市 都市戦略局 都市再生推進部 都市再生企画課 景観形成係  
北九州市小倉北区城内1番1号 電話 093-582-2502  
メールアドレス toshi-saiseikikaku@city.kitakyushu.lg.jp